



特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 西成区萩之茶屋 1-5-4 電話：06(6630)6060

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法



### 第 154 回国会で成立しました。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が衆議院の厚生労働委員会の審議を経て提案され、衆参両院本会議で可決されて、法律として成立しました。全国で最も多く野宿生活者（ホームレス）が存在する大阪市ですが、この法律に基づく施策の展開によって、「野宿生活者問題」が解決し、誰にとっても住みよい都市となることが期待されます。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、現に野宿生活をおくっている人ばかりではなく、野宿を余儀なくされるおそれのある人、また、国民全体に関わりのある法律です。

**法律の第1条 目的**には次のように書かれています。

この法律は、自立の意思がありながら**ホームレスとなることを余儀なくされた者**が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、**ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等**に関し、**国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホ**

ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。



野宿生活者は、「健康で文化的な生活をおくることができない」どころか、ときには命の危険にさらされます。左の写真は、7月1日深夜2時頃、道具

屋筋で若者が乗った車から発射された花火で首筋を撃たれ、火傷を負った人です。昨年は、公園や路上で、二人が寝ていたところガソリンをかけられ、火をつけられて大火傷を負っています。これらの事実は毎週夜回りを欠かさない「野宿者ネットワーク」の人達によって確認されています。

過酷な路上生活をおくる野宿生活者や野宿にいたるおそれのある人達に対する施策の目標は、以下の事項とされています。

### 第3条(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援等により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

法の目標を達成するには、野宿生活者自身の努力も求められています。

#### 第4条(ホームレスの自立への努力)

ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

そして、ホームレスの自立への努力を実りあるものとするために、国及び地方自治体は、施策を策定し、実施することとされています。

#### 第5条(国の責務)

国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### 第6条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

又、国民も無関係であるのではなく、ホームレスの存在に対する理解と施策への協力が求められています。

#### 第7条(国民の協力)

国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

なぜ国民の協力が、ことさらにうたわれているのでしょうか。先に紹介したような心無い人たちによる襲撃があるからでしょうか。そうではないと思います。この法律には、法案を作成した衆議院厚生労働委員会において法の運用に関する決議が付されていますが、その前文には次のように記されています。

『政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、**ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することができるようにすること**は、**憲法第十一条及び第二十五条の精神を体現するために必要不可欠な施策**であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。』

改めて憲法を読み直すと以下の規定であることが分かります。憲法に記されていることは、議会制民主主義のルールにより法律や国・地方自治体の具体的施策によって現実化されるとともに、国民相互がその達成に努めること、見守ることでより確実に生活の中に生きるものとなります。

### 憲法 第11条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 憲法 第25条【生存権、国の社会的使命】

- (1) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- (2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第3条(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)第1項2号では、「ホームレスとなることを防止すること」があげられています。大阪市の野宿生活者は1998年に8660人が確認され、4年後の今日では1万人を越えているといわれています。従来建設産業を経由して野宿という人々が多かったのですが、ここ数年、不景気の長期化と高齢者の生活不安定化により、建設産業以外からのホームレス化の予防も課題となっています。だからこその法整備でもあると考えています。「やり直しの利く社会を目指して」

## Soul in 釜ヶ崎—魂の痛みを聞く シンポジウム&ライブ

8月25日(日) 午後12時30分～5時20分

### 阿倍野区民センター

後援：同和問題に取り組む大阪宗教者連絡会議/世界宗教者平和会議日本委員会青年部会/金光教平和活動センター/大阪宗教連盟/釜ヶ崎支援機構/釜ヶ崎のまち再生フォーラム  
参加費(支援金) 大人2000円、大学生以下1000円。

NPO 釜ヶ崎通信・広報版
2002(平成14)年8月1日号
<a href="http://npokama.org">http://npokama.org</a> npokama@npokama.org
郵便振り込み口座 口座番号=00900-1-147702 口座名=釜ヶ崎支援機構